

# 国立大学法人島根大学公的研究費等不正防止計画推進室規則

(平成19年島大規則第59号)

(平成19年9月18日制定)

## (設置)

第1条 国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）に、本学の研究活動に使用する運営費交付金対象事業費、寄附金、共同研究費、受託研究費及び国又は国が所管する独立行政法人等から配分される公募型の研究資金（以下「公的研究費等」という。）の不正使用の防止を推進するため、公的研究費等不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

## (業務)

第2条 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 公的研究費等の不正発生要因の把握に関すること。
- 二 公的研究費等の不正防止計画の策定及び実施に関すること。
- 三 公的研究費等の不正発生要因に対する改善策に関すること。
- 四 その他公的研究費等の不正防止計画に関し必要な事項

## (組織)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる室員で組織する。

- 一 企画・財務担当副学長
  - 二 総務部長
  - 三 財務部長
  - 四 学術国際部長
  - 五 医学部事務部長
  - 六 その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第6号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 推進室に室長を置き、企画・財務担当副学長をもって充てる。

## (事務)

第4条 推進室に関する事務は、関係する部・課・室及び事務部の協力を得て財務部財務課及び学術国際部研究協力課において処理する。

## (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成19年9月18日から施行する。
- 2 第3条第1項第6号の規定により最初に選出された室員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。